

花粉発生源対策推進事業費補助金交付要綱

制 定：平成21年 3月31日付け20林整研第1134号
農林水産事務次官依命通知
最終改正：令和 3年 3月29日付け 2 林整森第194号

(通則)

第1 花粉発生源対策推進事業費補助金（以下「補助金」という。）は、森林整備・保全推進事業実施要綱（平成17年 3月29日付け16林整保第226号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 補助金は、花粉発生源対策の推進を目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、民間団体等（以下「補助事業者」という。）が行う別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4 別表の事業の欄に掲げる 1 から 5 までの事業に要する経費は、相互に流用してはならない。

(申請の手続き)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。

以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、林野庁長官が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第7 農林水産大臣は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第5第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第8 補助事業者は、第5第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第7条第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第9 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、大臣にあらかじめ届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(計画の変更、中止又は廃止の承認)

第10 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。
- 3 大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第13 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第14 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を大臣及び官署支出官林野庁長官に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(実績報告)

第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第11第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合に

あつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16 大臣は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第17 補助事業者は、第16第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があつたこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15第1項に準じて提出するものとする。

2 大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第16第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第16第2項及び第3項の規定は前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第18 大臣は、第10第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の承認の申請があつた場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第19 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第20 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

- 第21 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(収益納付)

- 第22 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して5年が経過する日までに本事業の実施により商品化された製品によって相当の収益を生じたときは、林野庁長官が別に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。
- 2 前項による報告があった場合、その他補助事業者に前項により報告すべき相当の収益を生じたものと大臣が認定したときは、林野庁長官が別に定めるところにより当該収益の一部又は全部を国に納付させることがある。

(補助金の経理)

- 第23 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算し

て5年間整備保管しなければならない。

- 3 補助事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

附 則

1. この通知は、平成30年4月1日から施行する。
2. この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この通知は、平成31年4月1日から施行する。
2. この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この通知は、令和元年5月17日から施行する。
2. この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業は、なお従前の例による。
3. この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
4. この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

1. この通知は、令和2年4月1日から施行する。
2. この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

1. この通知は、令和3年4月1日から施行する。
2. この通知による改正前の花粉発生源対策推進事業費補助金交付要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

別記様式第1号（第5関係）

年度花粉発生源対策推進事業費補助金交付申請書
（○○○○○○○○事業）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団体名
代表者氏名

○○年度において、下記のとおり花粉発生源対策推進事業を実施したいので、花粉発生源対策推進事業費補助金交付要綱第5の規定に基づき、補助金○○○○円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

（1 総合的な花粉発生源対策の強化及び普及）

（1）花粉発生源対策に係る調査及び技術開発の成果、特色ある植替え促進等の情報収集

実施時期	具体的な内容	備考

（2）有識者アドバイス会議

実施時期	具体的な内容	備考

（3）情報発信

実施時期	具体的な内容	備考

(4) 報告書作成

実施時期	具体的な内容	備考

(2 花粉症対策苗木等への植替促進)

(1) 植替えの促進に係る斡旋活動

実施時期	具体的な内容	備考

(2) 植替え活動に対する支援

実施時期	具体的な内容	備考

(3) 苗木調達に関する支援

実施時期	具体的な内容	備考

(4) コンテナ苗の植栽状況についての情報共有

実施時期	具体的な内容	備考

(3 花粉症対策品種の円滑な生産支援)

(1) 自然状態での雄花着花特性との相関関係が高いジベレリン処理濃度の調査

実施時期	具体的な内容	備考

(2) 樹齢と雄花着花特性との関係の調査

実施時期	具体的な内容	備考

(3) 雄花着花特性と実際の雄花着花量との関係の調査

実施時期	具体的な内容	備考

(4) ヒノキ花粉症対策品種のミニチュア採種園の管理技術に係る調査及び指導

実施時期	具体的な内容	備考

(5) 報告書作成

実施時期	具体的な内容	備考

(4 スギ花粉飛散防止剤の実用化試験)

(1) ヘリコプターによる空中散布法の開発

① 無人ヘリコプターによるスギ花粉飛散防止剤の最適散布条件の決定

実施事項	具体的な内容	備考

② 有人ヘリコプターによるスギ花粉飛散防止剤の最適散布条件の決定

実施事項	具体的な内容	備考

(2) スギ花粉飛散防止剤の散布による森林生態系等への影響調査

① 散布菌の森林生態系への影響調査（含むきのこ類）

実施事項	具体的な内容	備考

② 散布菌の森林生態系への影響調査（含む蔬菜花卉類）

実施事項	具体的な内容	備考

③ 散布菌の森林生態系への影響調査（含む昆虫類）

実施事項	具体的な内容	備考

(3) スギ花粉飛散防止剤の大量培養技術の開発

実施時期	具体的な内容	備考

(4) 報告書作成

実施事項	具体的な内容	備考

(5 スギ・ヒノキ雄花の着花量調査の推進)

(1) 花粉飛散量予測のためのスギ雄花着花状況調査

実施事項	具体的な内容	備考

(2) ヒノキ雄花の観測技術の検証・改良

① 雄花着花量の観測手法の検討

実施事項	具体的な内容	備考

② 雄花着花量の推計法の検討

実施事項	具体的な内容	備考

③ 開花特性に関する解明

実施事項	具体的な内容	備考

(3) 報告書作成

実施事項	具体的な内容	備考

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要する経費 (A + B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
<p>1 総合的な花粉発生源対策の強化及び普及</p> <p>(1)花粉発生源対策に係る調査及び技術開発の成果、特色ある植替え促進等の情報収集</p> <p>(2)有識者アドバイス会議</p> <p>(3)情報発信</p> <p>(4)報告書作成</p> <p>2 花粉症対策苗木等への植替促進</p> <p>(1)植替え促進に係る斡旋活動</p> <p>(2)植替え活動に対する支援</p> <p>(3)苗木調達に関する支援</p> <p>(4)コンテナ苗の植栽状況についての情報共有</p> <p>3 花粉症対策品種の円滑な生産支援</p> <p>(1)自然状態での雄花着花特性との相関関係が高いジベレリン処理濃度の調査</p> <p>(2)樹齢と雄花着花特性との関係の調査</p> <p>(3)雄花着花特性と実際の雄花着花量との関係の調査</p> <p>(4)ヒノキ花粉症対策品種のミニチュア採種園の管理技術に係る調査及び指導</p> <p>(5)報告書作成</p> <p>4 スギ花粉飛散防止剤の実用化試験</p> <p>(1)ヘリコプターによる空中散布法の開発</p> <p>①無人ヘリコプターによるスギ花粉飛散防止剤の最適散布条件の決定</p> <p>①有人ヘリコプターによるスギ花粉飛散防止剤の最適散布条件の決定</p> <p>(2)スギ花粉飛散防止剤の散布による森林生態系等への影響調査等</p> <p>①散布菌の森林生態系等への影響評価(含むきのこ類)</p> <p>②散布菌の森林生態系等への影響評価(含む蔬菜花卉類)</p> <p>③散布菌の森林生態系等への影響評価(含む昆虫類)</p>				

(3) スギ花粉飛散防止剤の大量培養技術の 開発 (4) 報告書作成				
5 スギ・ヒノキ雄花の着花量調査の推 進 (1) 花粉飛散量予測のためのスギ雄花着 花状況調査 (2) ヒノキ雄花の観測技術の検証・改良 ① 雄花着花量の観測手法の検討 ② 雄花着花量の推計法の検討 ③ 開花特性に関する解明 (3) 報告書作成				
計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 事業完了予定年月日

5 添付書類

定款、事業計画書及び積算根拠の確認のために必要な見積書等の写し。ただし、公募による事業において応募時に提出した書類で、応募時以降変更のない場合は省略できる。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第10関係）

年度花粉発生源対策推進事業費補助金
（○○○○○○○○事業）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団体名
代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○第○○号で補助金交付決定の通知があったこの事業について、下記のとおり変更したいので、花粉発生源対策推進事業費補助金交付要綱第10の規定に基づき申請する。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

- （注）1 変更計画の内容の記載は、別記様式第1号の記の様式に変更前と変更後の内容が容易に比較対照できるよう二段書きし、変更に係る部分についてのみ、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「事業変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。
- 3 なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。

年度花粉発生源対策推進事業
（○○○○○○○○事業）遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団体名
代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、花粉発生源対策推進事業費補助金交付要綱第12の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

別記様式第5号（第13関係）

年度花粉発生源対策推進事業
（○○○○○○○○事業）事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団体名
代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○第○○号で補助金交付決定の通知があったこの事業について、花粉発生源対策推進事業費補助金交付要綱第13の規定に基づき、12月31日現在の事業遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		12月31日までに 完了したもの		1月1日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
1 総合的な花粉発生源対策の強化及び普及 (1)花粉発生源対策に係る調査及び技術開発の成果、特色ある植替え促進等の情報収集 (2)有識者アドバイス会議	円	円	%	円		

<p>(3) 情報発信 (4) 報告書作成</p> <p>2 花粉症対策 苗木等への植 替促進</p> <p>(1) 植替え促進に 係る斡旋活動</p> <p>(2) 植替え活動に 対する支援</p> <p>(3) 苗木調達に関 する支援</p> <p>(4) コンテナ苗の 植栽状況につ いての情報共 有</p> <p>3 花粉症対策 品種の円滑な 生産支援</p> <p>(1) 自然状態での 雄花着花特性 との相関関係 が高いジベレ リン処理濃度 の調査</p> <p>(2) 樹齢と雄花着 花特性との関 係の調査</p> <p>(3) 雄花着花特性 と実際の雄花 着花量との関 係の調査</p> <p>(4) ヒノキ花粉症 対策品種のミ ニチュア採種 園の管理技術 に係る調査及 び指導</p> <p>(5) 報告書作成</p> <p>4 スギ花粉飛 散防止剤の実 用化試験</p> <p>(1) ヘリコプター</p>						
---	--	--	--	--	--	--

による空中散布法の開発 (2) スギ花粉飛散防止剤の散布による森林生態系等への影響調査 (3) スギ花粉飛散防止剤の大量培養技術の開発 (4) 報告書作成 5 スギ・ヒノキ雄花の着花量調査の推進 (1) 花粉飛散量予測のためのスギ雄花着花状況調査 (2) ヒノキ雄花の観測技術の検証・改良 ① 雄花着花量の観測手法の検討 ② 雄花着花量の推計法の検討 ③ 開花特性に関する解明 (3) 報告書作成						
合計						

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号（第14関係）

年度第〇四半期花粉発生源対策推進事業費補助金
 (〇〇〇〇〇〇〇〇事業)概算払請求書

番 号
 年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出官 林野庁長官 殿

所在地
 団体名
 代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、花粉発生源対策推進事業費補助金交付要綱第14の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。（注2）

区分	総事業費	国庫補助金(A)	既受領額(B)		遂行状況報告	今回請求額(C)		残額(A)-((B)+(C))		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の出来高	金額	〇月〇日までの出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

2 下線部は、第13第1項のただし書きによる場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告は空欄とすること。

別記様式第7号（第15第1項関係）

年度花粉発生源対策推進事業費補助金
（○○○○○○○○事業）実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団体名
代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○第○○号で補助金交付決定の通知があったこの事業について、下記のとおり実施したので、花粉発生源対策推進事業費補助金交付要綱第13の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として花粉発生源対策推進事業補助金○○○○円の交付を請求する。）

※1

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要する経費 (A+B) 円	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
1 総合的な花粉発生源対策の強化及び普及 (1)花粉発生源対策に係る調査及び技術開発の成果、特色ある植替え促進等の情報収集 (2)有識者アドバイス会議 (3)情報発信 (4)報告書作成				
2 花粉症対策苗木等への植替促進 (1)植替え促進に係る斡旋活動 (2)植替え活動に対する支援				

<p>(3) 苗木調達に関する支援</p> <p>(4) コンテナ苗の植栽状況についての情報共有</p> <p>3 花粉症対策品種の円滑な生産支援</p> <p>(1) 自然状態での雄花着花特性との相関関係が高いジベレリン処理濃度の調査</p> <p>(2) 樹齢と雄花着花特性との関係の調査</p> <p>(3) 雄花着花特性と実際の雄花着花量との関係の調査</p> <p>(4) ヒノキ花粉症対策品種のミニチュア採種園の管理技術に係る調査及び指導</p> <p>(5) 報告書作成</p> <p>4 スギ花粉飛散防止剤の実用化試験</p> <p>(1) ヘリコプターによる空中散布法の開発</p> <p>① 無人ヘリコプターによるスギ花粉飛散防止剤の最適散布条件の決定</p> <p>② 有人ヘリコプターによるスギ花粉飛散防止剤の最適散布条件の決定</p> <p>(2) スギ花粉飛散防止剤の散布による森林生態系等への影響調査等</p> <p>① 散布菌の森林生態系等への影響評価(含むきのこ類)</p> <p>② 散布菌の森林生態系等への影響評価(含む蔬菜花卉類)</p> <p>③ 散布菌の森林生態系等への影響評価(含む昆虫類)</p> <p>(3) スギ花粉飛散防止剤の大量培養技術の開発</p> <p>(4) 報告書作成</p> <p>5 スギ・ヒノキ雄花の着花量調査の推進</p> <p>(1) 花粉飛散量予測のためのスギ雄花着花状況調査</p> <p>(2) ヒノキ雄花の観測技術の検証・改良</p> <p>① 雄花着花量の観測手法の検討</p> <p>② 雄花着花量の推計法の検討</p> <p>③ 開花特性に関する解明</p> <p>(3) 報告書作成</p>				
計				

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	予 算 額			精算額	差 引 増 減(△)額	備 考
	国 庫 補助金	補助事 業者 負担金	計			
	円	円	円			
1 総合的な花粉発生源対策の強化及び普及 (1)花粉発生源対策に係る調査及び技術開発の成果、特色ある植替え促進等の情報収集 (2)有識者アドバイス会議 (3)情報発信 (4)報告書作成						
2 花粉症対策苗木等への植替促進 (1)植替え促進に係る斡旋活動 (2)植替え活動に対する支援 (3)苗木調達に関する支援 (4)コンテナ苗の植栽状況についての情報共有						
3 花粉症対策品種の円滑な生産支援 (1)自然状態での雄花着花特性との相関関係が高いジベレリン処理濃度の調査 (2)樹齢と雄花着花特性との関係の調査 (3)雄花着花特性と実際の雄花着花量との関係の調査 (4)ヒノキ花粉症対策品種のミニチュア採種園の管理技術に係る調査及び指導 (5)報告書作成						
4 スギ花粉飛散防止剤の実用化試験 (1)ヘリコプターによる空中散布法の開発 (2)スギ花粉飛散防止剤の散布による森林生態系等への影響調査						

(3)スギ花粉飛散防止剤の大量培養技術の開発 (4)報告書作成						
5 スギ・ヒノキ雄花の着花量調査の推進 (1)花粉飛散量予測のためのスギ雄花着花状況調査 (2)ヒノキ雄花の観測技術の検証・改良 ①雄花着花量の観測手法の検討 ②雄花着花量の推計法の検討 ③開花特性に関する解明 (3)報告書作成						
計						

(2) 支出の部

区 分	予算額	精算額	差引増減 (△) 額	経費の積算	備 考
1 総合的な花粉発生源対策の強化及び普及 (1)花粉発生源対策に係る調査及び技術開発の成果、特色ある植替え促進等の情報収集 (2)有識者アドバイス会議 (3)情報発信 (4)報告書作成	円	円	円		
2 花粉症対策苗木等への植替促進 (1)植替え促進に係る斡旋活動 (2)植替え活動に対する支援 (3)苗木調達に関する支援 (4)コンテナ苗の植栽状況についての情報共有					
3 花粉症対策品種の円滑な生産支援					

<p>(1)自然状態での雄花着花特性との相関関係が高いジベレリン処理濃度の調査</p> <p>(2)樹齢と雄花着花特性との関係の調査</p> <p>(3)雄花着花特性と実際の雄花着花量との関係の調査</p> <p>(4)ヒノキ花粉症対策品種のミニチュア採種園の管理技術に係る調査及び指導</p> <p>(5)報告書作成</p> <p>4 スギ花粉飛散防止剤の実用化試験</p> <p>(1)ヘリコプターによる空中散布法の開発</p> <p>(2)スギ花粉飛散防止剤の散布による森林生態系等への影響調査</p> <p>(3)スギ花粉飛散防止剤の大量培養技術の開発</p> <p>(4)報告書作成</p> <p>5 スギ・ヒノキ雄花の着花量調査の推進</p> <p>(1)花粉飛散量予測のためのスギ雄花着花状況調査</p> <p>(2)ヒノキ雄花の観測技術の検証・改良</p> <p>①雄花着花量の観測手法の検討</p> <p>②雄花着花量の推計法の検討</p> <p>③開花特性に関する解明</p> <p>(3)報告書作成</p>					
計					

(注) 区分の欄には、別表の経費の欄の事業名を記載する。

別記様式第8号（第15第3項関係）

年度花粉発生源対策推進事業費補助金
（○○○○○○○○事業）の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団体名
代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○第○○号で交付決定のあった花粉発生源対策推進事業費補助金について、花粉発生源対策推進事業費補助金交付要綱第15第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

地区名		地区	事業実施年度		令和	年度	農林水産省所管補助金等名										
事業種類	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目 (事業細目)	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日	処分の内 容	
	国費								都道 府県費	市 町 費	その他						
	計																
	計																
	合計																

- 注：1 処分制限年月日には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。